

【中国】土壤污染防治法の制定

海外立法情報課長 岡村 志嘉子

*** 2018 年 8 月 31 日、土壤污染防治のための規制の強化、生態系保護と土壤資源の持続的利用を推進するための計画的な施策の実施等を定める土壤污染防治法が制定された。**

1 背景と経緯

中国政府は近年、環境保護を優先的政策課題とする姿勢を明確に打ち出し、環境汚染の防止・改善のための各種施策を強化している。法整備の面では、2014 年に環境保護法が改正され、環境汚染対策の強化とその実効性確保に係る規定が大幅に拡充された。環境保護法の改正に伴い、2015 年以降、大気污染防治法、固体廃棄物環境污染防治法、水污染防治法及び海洋環境保護法の改正も行われ、それぞれ環境汚染対策を強化するためのより具体的な規定が整備された。しかし、土壤汚染対策に関しては、単独での立法はまだ行われていなかった。

中国政府は、全国規模の土壤汚染状況調査を 2005 年から 2013 年にかけて初めて実施した¹。国土総面積 960 万 km²のうち、耕地の全てと森林、草原、未利用地、建設用地の一部の合計 630 万 km²がその調査対象となり、基準を超える汚染土壤が全体の 16.1%(耕地に限れば全体の 19.4%)を占めるという結果が出た。このような状況を踏まえ、2016 年に中国政府は「土壤污染防治行動計画」²を策定した。同計画は、2020 年までに土壤汚染の進行に歯止めをかけ、2030 年までに土壤環境に係る包括的なリスク管理体制を整備し、今世紀半ばに土壤環境の改善と生態系における良好な物質循環を達成することを目標とし、そのための今後の具体的な取組を定めている。そのうち、2020 年までに達成すべき項目の中には、土壤汚染対策に係る体系的な法整備も含まれている。

土壤汚染対策に係る中核的な立法と位置付けられる土壤污染防治法は、第 12 期全国人民代表大会（全人代）の会期中（2013 年 3 月～2018 年 3 月）の成立を目指す方針が 2013 年 10 月に示され、全人代環境資源保護委員会が中心となって法案起草が進められてきた。全人代常務委員会における法案審議は、2017 年 6 月の第 1 回審議から始まった。その後、意見公募、法案修正、同年 12 月の第 2 回審議、第 2 回意見公募、法案再修正という過程を経て、2018 年 8 月、第 13 期全人代常務委員会第 5 回会議で第 3 回審議が行われた後、8 月 31 日、全会一致で可決された。審議の過程では、責任主体の明確化、罰則の強化など、規定内容の修正が行われた。同日公布された土壤污染防治法³は全 7 章 99 か条から成り、2019 年 1 月 1 日から施行される。

2 法の構成と主な内容

(1) 構成

第 1 章：総則（第 1 条～第 10 条）、第 2 章：計画、基準、実態調査及び監視（第 11 条～第

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 9 月 7 日である。

¹ 「全国土壤汚染状況調査報告」2014.4.17. <<http://www.mlr.gov.cn/xwdt/jrxw/201404/P020140417573876167417.pdf>>

² 「国务院关于印发土壤污染防治行动计划的公告」国发〔2016〕31 号 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-05/31/content_5078377.htm>

³ 「中华人民共和国土壤污染防治法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/9/3/art_11_209113.htm>

17 条)、第 3 章: 予防及び保護(第 18 条~第 34 条)、第 4 章: リスク管理及び修復(第 1 節: 一般規定(第 35 条~第 48 条)、第 2 節: 農用地(第 49 条~第 57 条)、第 3 節: 建設用地(第 58 条~第 68 条))、第 5 章: 保障及び監督(第 69 条~第 84 条)、第 6 章: 法的責任(第 85 条~第 98 条)、第 7 章: 附則(第 99 条)。

(2) 立法目的と適用範囲

生態系の保護及び改善、土壤汚染の防止及び修復、国民の健康維持、土壤資源の永続的利用の推進等を目的とし(第 1 条)、中国の領域及び管轄海域における土壤汚染対策関連の活動に対して適用される(第 2 条)。

(3) 基本原則

土壤汚染対策においては、予防中心、保護優先、分類管理、リスク制御、責任明確化及び国民参加の原則を堅持しなければならない(第 3 条)。全ての組織及び個人は、土壤を保護し土壤汚染を防止する義務を有する(第 4 条)。各級地方政府は、当該行政区域の土壤汚染の防止・改善及び土壤の安全な利用に対し責任を負う(第 5 条)。中央政府においては、生態環境省が全国の土壤汚染対策事業を統一的に監督・管理する(第 7 条)。

(4) 国による土壤汚染リスク管理基準の策定と監視体制の整備

生態環境省は、土壤の汚染状況、国民の健康及び生態系へのリスク等に基づき、土地の用途ごとに「国家土壤汚染リスク管理基準」を強制基準として策定し(第 12 条)、それをホームページで公表する(第 13 条)。同省は、関係省庁と共同で、全国土壤汚染状況調査を少なくとも 10 年に 1 回実施し(第 14 条)、監視地点の設置を統一的な計画の下に行う(第 15 条)。

(5) 土壤汚染の予防措置

一定レベル以上の地方政府は、国の規定に従い、有毒・有害物質の排出状況等に基づき、当該行政区域の土壤汚染重点監視対象事業者等について台帳を作成・公開し、それを随時更新しなければならない(第 21 条)。当該監視対象事業者等に対しては、有毒・有害物質の排出が厳重に規制され、年度ごとに排出状況報告を行うなどの義務が課される(同条)。

地方政府は、農業生産者に対し、農薬、肥料、農業用被覆フィルム等の合理的な使用を始め、土壤汚染防止のための各種対策を指導しなければならない(第 27 条)。また、未汚染の耕地、森林、草原、水源等に対し、重点的な保護を行わなければならない(第 31 条)。

(6) 農用地、建設用地の汚染リスク管理体制

農用地に関して、国は、土壤汚染の程度及び関係基準に基づき、優先保護区域、安全利用区域、厳格管理区域の 3 つに分類して管理する体制を構築する(第 49 条)。県級以上の地方政府は、優先保護区域に分類された耕地で条件に適合するものを永久基本農地とし、永久基本農地の集中する地域では、土壤汚染をもたらすおそれのある新たな施設の建設を禁止し、また、そのおそれのある既存施設を期限を定めて閉鎖しなければならない(第 50 条)。

一方、建設用地について、国は、土壤汚染のリスク管理と修復に係る登録台帳制度を実施する(第 58 条)。当該登録台帳は、省級政府が作成・公開し、汚染リスク管理及び修復の状況を随時更新する(同条)。この台帳に登録されている土地を、住宅用地又は公共管理・公共サービス用地とすることはできない(第 61 条)。

(7) 土壤汚染対策基金

国は、土壤汚染対策関連の財政資金の投入を拡大し、土壤汚染対策基金制度を構築する(第 71 条)。